

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日： 2024 年 3 月 27 日

株式会社ウイズ・ワン

(コード番号 5251 TOKYO PRO Market)

代表取締役社長 井手 浩太

問合せ先： 経営管理本部03-5623-6711 (代表)

<https://www.wissl.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。当社の企業価値を継続的に向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
柴田 美知男	22,800	25.33
工藤 浩昭	10,000	11.11
井手 浩太	8,000	8.88
五十嵐 圭	4,600	5.11
幸 隆志	4,600	5.11
栗田 基輝	4,200	4.66
平野 隼都	3,900	4.33
小原 紹五	3,300	3.66
吉川 正太	3,000	3.33
松本 隆裕	3,000	3.33

支配株主（親会社を除く）の有無	なし
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	15 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】 **更新**

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	2名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。	
社外監査役の選任状況	選任していない
社外監査役の人数	—
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当事項に関する補足説明

取締役報酬の総額および対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議で取締役報酬の総額を決定し、個別の報酬は報酬

規程を設け、取締役会で決定することにしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

—

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 企業統治の体制の内容

①取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

②監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(2) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、内部監査室(担当者1名)が主管部署として業務を監査しております。なお、内部監査室の監査は、取締役会が指定する部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

(3) 会計監査の状況

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、寺島洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名及びその他2名であります。

なお、当社と同監査法人及び監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 責任限定契約

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。

当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理本部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していない

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守に則り「社是」及び「経営理念」を取締役及び使用人全員へ周知します。また、各部門が有する法令・企業倫理遵守責任を補完・強化し、法令遵守に関する施策の推進を行います。

周知に当たっては「コンプライアンス規程」等を活用し、事業活動に係るコンプライアンスに対する取締役及び使用人の責任を明確化致します。

代表取締役が法令・企業倫理遵守に関する通報・相談の対応を行います。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令並びに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い適切にその保存と管理を行います。

(3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理に関しては、関連する社内規程に従った各部門の自律的な取り組みを基本とし、リスク発生の未然防止及び発生した場合に的確に対応するため、取締役会で経営上のリスクを総合的に分析し、意思決定を図ってまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定例的に開催しております。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に関する監督等を行う機関として、会社の重要事項を決定します。

なお、取締役の職務については取締役会規則並びに社内規程でその職務を定めております。

(5) 監査役がその職務補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社には監査役の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事等については、取締役と監査役が事前の協議のうえ決定するものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社の関係会社に重大な影響を及ぼす事項について報告します。

また、当社は、監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文章等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を確保しております。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力等排除規程」の中で、当社役職員が反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止すること定めております。また、コンプライアンス行動規範の中で、反社会的勢力との一切の関係の排除を宣言しております。

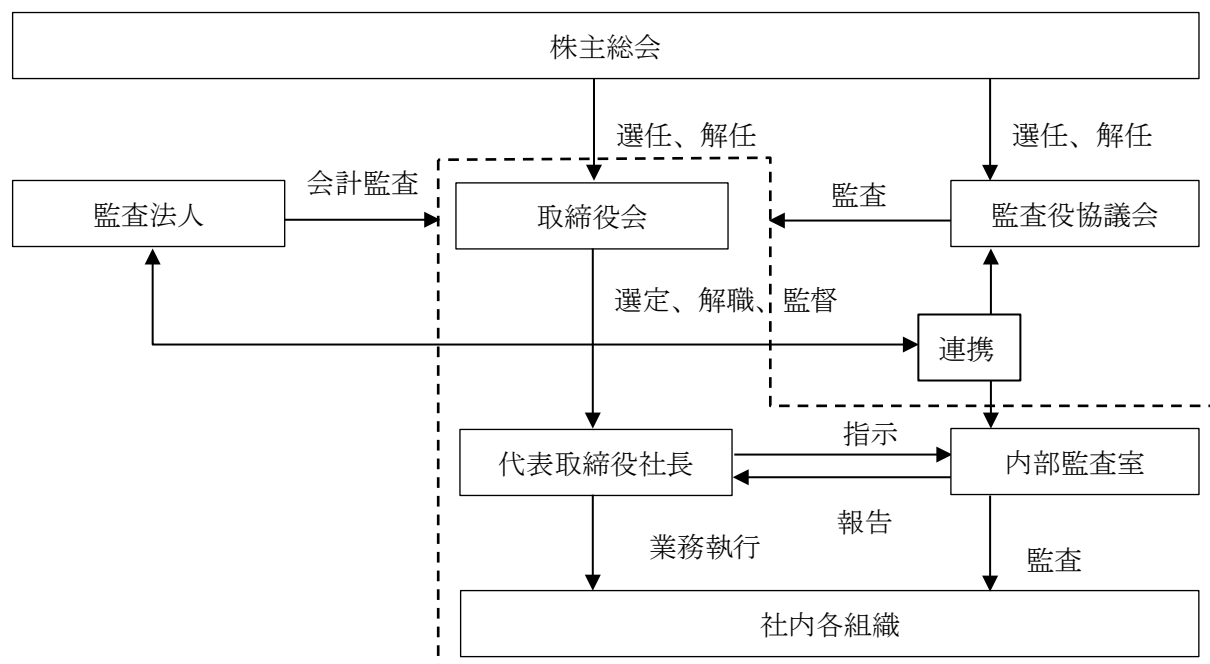
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力等排除規程」に基づき、取引先選定の中で反社会的勢力との関係を有しているかの調査（以下、「反社チェック」という。）を規定し、総務部が対応総括部門となって関連部署との協議のうえ運用しております。

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

(1) 模式図



(2) 適時開示体制の概要

